

◆◆令和7～9年物品調達における障害者多数雇用事業者認定申請の手引◆◆

現在の障害者多数雇用事業者の認定有効期間は、令和6年12月31日までとなっています。

については、全事業者を対象に、新たに障害者多数雇用事業者の認定申請を、次のとおり受け付けます。

■ 障害者多数雇用事業者として認定された場合の優先的取扱いの内容

- 指名競争入札の際、障害者多数雇用事業者を1者以上指名します。
- 隨意契約の際、原則として1者以上の障害者多数雇用事業者を見積合わせに加えます。

■ 障害者多数雇用事業者の要件（次の全ての要件を満たす必要があります。）

- 本県の競争入札参加資格（物品）を有していること。
- 県内に本店、支店、営業所等（以下「県内の事業所」という。）のいずれかを有していること。
- 申請日の前月の初日現在において、県内の事業所での障害者の雇用割合が5.0%以上であること。

$$\text{障害者の雇用割合(%)} = \frac{\text{雇用障害者数 (短時間労働者及び特定短時間労働者を含む)}}{\text{県内の事業所における常用雇用労働者の数 (短時間労働者を含む)}} \times 100$$

※障害者の要件は別表のとおり

注1 常用雇用労働者の数のうち、短時間労働者は1人をもって0.5人として算定してください。（注4に該当する場合を除く。）

注2 特定短時間労働者とは、1年を超えて雇用され（見込みを含む）、かつ、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満である雇用労働者をいいます。

注3 重度身体障害者及び重度知的障害者は、1人をもって2人として算定してください。

注4 短時間労働者である重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者は1人をもって1人と算定してください。また、特定短時間労働者である重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者は1人をもって0.5人と算定して下さい。

注5 40.0人未満（事業主・役員を除く）の事業所のみ、事業主・役員が障害者の場合、常用雇用労働者数に事業主・役員数を加えることが可能です。

■ 対象となる契約種目等

- 広島県の物品・委託役務競争入札参加資格審査申請時にあらかじめ申し出て認定を受けたものに限ります。（必ず事前又は同時に広島県物品・委託役務競争入札参加資格審査申請（申請受付：県契約・調達管理課）を行ってください。）
- 広島県が調達する物品を対象とします。

■ 申請手続等

広島県の「令和7～9年物品・委託役務競争入札参加資格審査申請書様式第1号」の写し（電子申請の場合は申込内容を印刷したもの）を添付の上、別紙様式第1号及び第2号により申請してください。様式は「わーくわくネットひろしま」からダウンロードすることができます。認定は、広島県の物品・委託役務競争入札参加資格認定日（令和6年12月頃）以降となります。なお、審査の際には、現地調査の実施、又は、労務に係る書類等の提出を求める場合があります。

■ 申請受付期間

令和6年7月1日（月）～8月30日（金）
(土曜日、日曜日及び祝日を除く) 受付時間 9時～12時、13時～17時

■ 申請先及び問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県商工労働局雇用労働政策課
TEL (082) 513-3424 FAX (082) 222-5521 (担当：森、山本)

■ 障害者多数雇用事業者名簿の公表

障害者多数雇用事業者として認定された事業者名等を、障害者多数雇用事業者名簿へ登載し、わーくわくネットひろしま（<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/>）、県の調達情報ホームページ（<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>）上で公表します。

- 認定の有効期間**
令和7年1月1日から令和9年12月31日まで
- 雇用状況報告**
障害者多数雇用事業者は、毎年6月30日までに、所定の様式（「わーくわくネットひろしま」に掲載）により障害者の雇用状況を報告する必要があります。
- 変更等の届出**
認定内容に変更が生じた場合や、障害者多数雇用事業者の要件に該当しなくなった場合（各月初日の障害者の雇用状況が、2か月連続して5.0%を下回った場合等）は、所定の様式（わーくわくネットひろしまに掲載）により届け出る必要があります。

別表

障害者の種別ごとの要件について

障害者の種別		要 件 (障害者の種別ごとに、各要件のいずれかに該当していること。)
障 害 者	身体障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者 ・身体障害者手帳の7級に掲げる障害が2以上重複している者
	重度身体障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の等級が1級又は2級の者 ・身体障害者手帳の3級に掲げる障害が2以上重複している者
	知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳の所持者 ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより、知的障害があると判定された者
	重度知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳の所持者で、障害の程度がⒶ又はⒶと判定された者 ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより、知的障害の程度が重いと判定された者
	精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳の所持者 ・統合失調症、そううつ病、てんかんにかかっており、医師の診断書等により確認可能な者
	発達障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の脳機能障害を有し、医師の診断書等により確認可能な者
	高次脳機能障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を有し、医師の診断書等により確認可能な者
	難病を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・原因不明、治療方法等未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれのが少なくない疾病や、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病を有する者で、医師の診断書等により確認可能な者
	その他の者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の等級が7級に該当する者 ・低身長症等の疾患、若しくは上記精神障害には当てはまらない精神疾患等を有し、医師の診断書等により確認可能な者